

「保育の必要性」の事由を証明する書類（2号・3号認定のみ）

（1）2号・3号申請の場合は、保育認定が必要です。以下の表の通り、「保育の必要性」の事由に応じて証明書類を提出してください。

「保育の必要性」の事由と証明する書類

事 由	父	母
① 就労 (月52時間以上)	・就労証明書	・就労証明書
② 妊娠・出産	X	・母子手帳（出産予定日の分かる書類）の コピー
③ 疾病・障害	・診断書または身体障害者手帳等のコピー	・診断書または身体障害者手帳等のコピー
④ 介護・看護	・診断書または身体障害者手帳等のコピー ・申立書	・診断書または身体障害者手帳等のコピー ・申立書
⑤ 災害復旧	・罹災証明書	・罹災証明書
⑥ 求職活動	・ハローワーク受付票 ・誓約書	・ハローワーク受付票 ・誓約書
⑦ 就学	・在学証明書 ・在学期間の分かる書類	・在学証明書 ・在学期間の分かる書類
⑧ その他 (虐待やDVの 恐れがある)	ご相談ください。	

【注意事項】

事由の内、②⑥は認定期間が限定されます。

②：出産予定日から起算して産前6週の属する月の初日から産後8週の翌日の属する月の末日まで。ただし、多胎児の場合は産前14週の属する日の初日となります。

⑥：90日（90日以内に就労証明書の提出がない場合は、認定が満了し取り消されます。）

「保育の必要性の事由」を証明する書類は、市のホームページからダウンロードしてご利用ください。
※兄弟姉妹で幼稚園に入園する場合など、複数の証明書が必要な場合は、1部原本で構いません。